

令和 8 年度 第 3 回高士区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 6 月 11 日（木）午後 6 時 30 分～

会場：高士地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

自主的な審議

地域コミュニティの維持について

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・日時：
- ・会場：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

- ・ 次第
- ・ 資料 1 「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク③
- ・ 参考資料 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組のスケジュール変更について

～自然と笑顔、集える高士コミュニティ～

●押さえないポイント（キーワード）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 交流のきっかけづくり | ・ 長く続けていける仕組みづくり |
| ・ 人と会える場所、居場所を提供 | ・ 小さなことから始める |
| ・ 人と人が顔を合わせる仕組みづくり | ・ 気軽に参加しやすいよう、何かの |
| ・ 楽しめる活動 | “ついで” に実施 |

「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク③

- ★目的：子供から高齢者まで全世代や世代間の交流を促進し、地域コミュニティを将来にわたり維持する体制を整える。
- ★獲得目標：・世代同士、世代間の交流が促進される。
- ・「人と会える・交流できる場所」として地域に定着する。

取組名称	
実施主体 (名称)	
内 容	令和８年度及び９年度中に高士５地区で実施する。

令和８年度 開催地区	第５区（北方、南方、大口）	第１区（稲谷、上曽根、下曽根）	全体
開催日時	10月18日（日） 午前10時～11時30分	11月某日 午前11時～正午	11月15日（日） 午後1時～2時30分
会場	高士地区多目的研修センター	稲谷町内会館	高士地区公民館
担当委員 (1か所につき4人程度)	上野副会長、上野（美）委員、塚田（幸）委員、塚田（誠）委員	塩尻委員、馬場委員、保坂委員、高橋会長または日向副会長	田中委員、山口委員、山本委員、高橋会長または日向副会長
“ついで”となる行事	防災訓練（午前8時30分～10時）	稲谷【だんとうの大杉】活動勉強報告会（午前10時～11時）	ファミリー綱引き大会（午前 時 分～午後0時30分）
対象（ターゲット）	全世代	全世代（実質は50～70代）	全世代
実施内容 （“楽しみ”“居場所”の仕掛け）	・ボッチャ ・野菜の配布 ・防災グッズの販売	・茶話会 ・輪投げ	・食事会 （カレーライス、飲み物等の提供）
用意するもの 用意してもらうもの （どの団体が・何を）	・飲み物： ・お菓子： ・ボッチャ用景品（体育協会が保管している余剰品）： ・防災グッズ：防災グッズ販売店 ・ボッチャ： ・野菜：	・飲み物： ・お菓子： ・輪投げ：稲谷町内会1セット ・輪投げ：老人クラブ連合会2セット	・飲み物： ・お菓子： ・カレーライス： ・その他飲食物：
協力を依頼する団体等	・各町内会、子ども会 ・体育協会 ・防災グッズ販売店 ・家庭菜園をしている地域の人	・各町内会、子ども会 ・稲谷【だんとうの大杉】保存会	・各町内会、子ども会
周知方法	・協力団体： ・参加者：	・協力団体： ・参加者：	・協力団体： ・参加者：
必要経費	・施設使用料：免除 ・飲み物代： ・お菓子代：	・施設使用料：町内会長と要協議 ・飲み物代： ・お菓子代：	・施設使用料：免除 ・飲み物代： ・お菓子代：
参加費			
目標参加人数			
委員の役割分担	・施設利用申請： ・物品の用意や団体への交渉 ①飲み物： ②お菓子： ③ボッチャ： ④ボッチャ用景品： ⑤野菜： ⑥防災グッズ： ・協力団体へ周知 ①各町内会、子ども会： ②体育協会： ③防災グッズ販売店： ④家庭菜園をしている地域の人： ・参加者への周知：	・施設利用申請： ・物品の用意や団体への交渉 ①飲み物： ②お菓子： ③輪投げ（稲谷）： ④輪投げ（老人クラブ）： ・協力団体へ周知 ①各町内会、子ども会： ②稲谷【だんとうの大杉】保存会： ・参加者への周知：	・施設利用申請： ・物品の用意や団体への交渉 ①飲み物： ②お菓子： ③カレーライス： ④その他飲食物： ・協力団体へ周知 ①各町内会、子ども会： ・参加者への周知：
その他			

令和8年度第3回高土区地域協議会
令和8年6月11日
4その他（2）その他
参考資料
資産活用課

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組のスケジュール変更について

総合管理計画に基づく取組（公の施設の適正配置、公の施設の適正管理、公の施設の受益者負担の適正化（使用料））のスケジュールについて、下記のとおり変更します。

●変更前（令和8年3月～4月に各地域協議会において説明）

		適正配置	適正管理	使用料
令和8年度	R8. 4～	関係者と協議		
	R8. 7～		地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8. 9～	地域協議会へ説明	条例改正議案を提案	
	R8. 10～		利用者への周知	
	R8. 12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント		
	R9. 2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和9年度	R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し



●変更後

		適正配置	適正管理	使用料
令和8年度	R8. 5～	市内部見直し（案）の決定		
	R8. 5 末 ～	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
	R8. 7～	地域協議会へ途中経過 を説明	地域協議会へ見直し案を説明	
	R8. 9～	地域協議会へ後期計画 案を説明	地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8. 11		条例改正議案の決定	
	R8. 12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント	条例改正議案を提案	
	R9. 1		利用者への周知	
	R9. 2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和9年度	R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し